

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2938号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

朝霧の山並み (広島県北広島町)



もくじ

随情フ 想報報 想報報	活活 策動動
-------------------	-----------

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席、分権改革推進で意見、遠藤東京オリリンピック・パラリンピック大会と地方六団体との意見交換会に藤原会長が出席……………(9)	2020年オリリンピック・パラリンピック大会における「ホストシティ・タウン構想」の推進について 内閣官房東京オリリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 推進本部事務局 内閣官房オリパラ事務局 内閣参事官 羽生雄一郎……………(10)
大磯町を楽しもう！〜観光を通じた持続可能な「まちづくり」〜 神奈川県大磯町……………(13)	新日本歩く道紀行100選……………(17)
住んでみたい 住んで良かった 魅力ある村を目指して……………長野県松川村長 平林 明人……………(18)	

コラム

カナリア

読売新聞東京本社論説委員
コラム『編集手帳』執筆者

竹内 政明

夏目漱石は伊豆・修善寺温泉で吐血し、人事不省に陥った。1910年(明治43年)の夏、世に言う「修善寺の大患」である。生死の境界をさまよひ、小康を得た。横に見る世界と豎に見る天地と異なることを知る」と日記に書いている。健康な日々が「豎」の暮らし、病床の時間が「横」の暮らしだろう。横に見る世界では人の情けが身にしみたらしい(仰向に寝た余は天井を見詰めながら、世の人は皆自分よりも親切なものだと思つた)『思い出す事など』。医師や看護師は申すにおよばず、友人知己から見ず知らずの人までが寄せてくれた厚情に心から感謝する気持ちは、大病を経験した人ならば存じだつた。

かく申す私もその一人である。7月に脳梗塞を患い、半月ほど入院した。手当てが早かつたおかげで、発症から4時間以内で用いられ血栓の相当部分を溶かすことができるという薬剤が筒に合い、後遺症は幸いそう重くない。9月からコラム書きの仕事に復帰している。仕事に影響するほどの後遺症をひとつ挙げる

とすれば、人の情けが身にしみすぎて気持ちが妙に優しくなつたことである。

女優の高峰秀子さんは若い頃、映画監督の山本嘉次郎に教わつたという。「普通の人でもタクアンは臭いと思うだろう。でも、俳優は普通の人の2倍も3倍も臭いと感じなきゃダメなんだな。回想談にある。タクアンはものたとして、喜怒哀楽の感受性を指しているのだろう。

コラム書きも俳優と同じく喜怒哀楽、なかなか世の不正に対しては人の2倍も3倍も公憤を感じなくては務まらない商売である。それが退院してからというもの、やけに人間がまるくなつてしまったことに我ながら少々困惑している。怒りを忘れたコラム書きもいずれば歌を忘れたカナリアのように、「うしろの山」に捨てられるさだめかもしれない。〈生きて仰ぐ空の高さよ赤蜻蛉〉(漱石)。まあ何はともあれ、生きて秋の空を仰ぐことができた身である。うしろの山もまた楽しからずや。そう思わぬでもない。



▲協議の場で挨拶する安倍内閣総理大臣（右中央）

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席 28年度概算要求、地方創生、分権改革推進で意見

「国と地方の協議の場」（平成27年度第2回）が、10月14日、首相官邸で開かれ、本会の藤原会長（長野県川上村長）はじめ、地方六団体代表が出席した。政府側は、安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官（国と地方の協議の場議長）、高市総務大臣、石破地方創生担当大臣、甘利内閣府特命担当大臣、加藤1億総活躍担当大臣、岡田財務副大臣などが出席、平成28年度概算要求等、地方創生、地方分権改革の推進について協議した。

はじめに安倍内閣総理大臣から、1億総活躍社会の実現には地方の力を最大限に生かし、国と地方で連携していくことが不可欠である。政府としては地方の創意工夫を応援するため、地方版総合戦略の実施を支援し、地方創生をさらに進める。全国にアベノミクス効果が波及し、国民一人ひとりが豊かさを実感し、活躍できる社会をつくっていききたいと挨拶があった。

続いて地方六団体を代表して山田全国知事会会長（京都府知事）が挨拶、昨年度補正予算で非常に大きな経済対策を打ったが、これを基準にどういったかたちで地域経済をつくり

あげるかを考えてほしいと訴えた。また、政府機関の地方移転についても、多くの都道府県が積極的であるので、総理のリーダーシップのもと、東京一極集中の是正を進めてほしいと述べたほか、最近の想定を超える災害の頻発に鑑み、国民の生命、財産を守るための根本的な対策と積極的な投資を求めた。

この後、協議事項に移り、平成28年度概算要求等の議論では、藤原会長が町村が地方創生の取組を進めるには財政基盤の強化は不可欠であるとしたうえで、政府は財政健全化に向けて地方交付税のトップランナー方式を示しているが、地方の実態は様々であり、行政コストは人口規模や地理的条件等によって削減努力だけでは如何ともしがたいと述べ、歳出改革にあたっては、これらの実態を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう配慮を求めた。地方税関係では、町村にとって重要な財源であるゴルフ場利用税と償却資産の固定資産税の堅持を要請。TPP協定に関しては、今回の大筋合意内容や農林

活 動



▲協議の場に出席した藤原会長（左）はじめ六団体代表

水産業への影響等の早期説明を求めたほか、町村にとって基幹産業である農林水産業の持続的発展に向け、万全の対策を講じるよう訴えた。さらに学校統廃合に言及、学校は教育現場としてだけでなく、地域にとって文化・生活拠点としての重要な機能があることから、機械的な統廃合は行わないよう要請した。

これに対し、高市総務大臣は6月に閣議決定した骨太方針の経済・財政再生計画で一般財源総額を2018年度までは、2015年度の地方財政計画を下回らないよう支出できる水準を確保するとされている。また、地方歳出の効率化については地域の実情を踏まえ、自主的・

主体的な取組を応援する改革となるよう努めていくと回答。ゴルフ場利用税と償却資産の固定資産税に関しては、引き続き意見をいたさながら、慎重に対応すると述べた。

第二の協議事項である地方創生地方分権の推進では、石破地方創生担当大臣があらためて地方創生の取組の現状を説明し、推進に向けて地方の声をよく聞いていきたいと述べた。

引き続き議論に入り、藤原会長は都市の安定と農村の安心のため、お互いが共生する社会の実現が重要だとしたうえで、最近の若者を中心とした田園回帰の動きを加速化させるための政府の支援を求めた。そうした中で新型交付金創設への期待を強調、5年間を見据えて施策展開が図れるよう継続的な措置を要請した。そのほか、六次産業化への取組の推進に向けた第3セクターへの出資金に交付金が活用できるような仕組みや企業版ふるさと納税の制度設計など、町村現場に即した地方創生、地方分権改革推進の議論を展開した。これら地方六団体からの要請等を受け、菅内閣官房長官が、意欲ある地方の創意工夫を全力で応援する、分権改革も国、地方が連携して実現に向けた取組を進めていきたいと述べ、閉会した。

地方六団体が「国と地方の協議の場」に提出した資料は以下のとおり。

平成28年度予算概算要求等について

平成27年10月14日・地方六団体

我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているものの、4～6月期の実質GDP2次速報値が前期比0・3%減、年率換算で1・2%の減少になり、さらに中国を始めとするアジア新興国等の景気下振れのリスクが懸念されるなど、景気の先行きに予断を許さない状況となっている。また、平成26年度補正予算による地域住民生活等緊急支援のための交付金による施策の実施等により、地域経済の下支えがなされてきているが、こうした施策の終了後の息切れも懸念される。国・地方が一体となって、強力な地域経済対策を講じていかなければ、アベノミクスの成果を地域の隅々にまで行きわたらせ、デフレからの脱却とその後の持続的成長を実現することは困難である。

政府が本年を「地方創生元年」と位置づける中、我々地方は、自主性と主体性をもって地域経済の活性化及び地方創生に全力を挙げて取り組み、地方だけでなく日本全体を変えていく、地方創生を日本創成につなげていくという強い決意と覚悟をもって臨んでいる。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国としても以下の措置を講じて頂きたい。

地方創生から日本創成へ

○ 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(一兆円)

を拡充すること。

○ 地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について、交付税措置を講じること。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、事前キャンプや文化プログラム等を各地方で開催することは、地方創生の一層の推進に資することから、地方がその実情に応じ拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上等を図ることができるよう、上記の対応を図ること。

○ 平成27年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」が企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めること、対象地域の指定を柔軟に行うことなど、運用や制度の拡充を図ること。

○ 法人税・法人住民税の「企業版ふるさと納税」については、企業による創業者などへの貢献や、地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなること期待できる一方で、モラルハザードを招きかねないことから、その点に十分留意の上、地方団体の意見を踏まえ検討すること。

○ 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定に当たって、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が、地方創生の目的を達成できるよう長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

新型交付金の創設

○ 地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、地域間連携や

活 動

民間各セクター等多様な主体との協働など、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できる、タテ割りの個別補助金ではない包括的なものとする。

事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除するほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう継続的なものとする。

平成26年度補正予算において、700億円の地方創生先行型の交付金が措置されたところであるが、今後、地方創生の具体の取組が本格化するにあたり、新型交付金に対する地方の期待が高まっていることから、その内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえる形で、更なる検討を進めるとともに、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に、地方財政措置を確実に講ずること。地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

今後、社会保障関係費がさらに増加し、少子化対策など新たな経費が必要となることを踏まえ、地方が、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業など、

地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であり、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスの確保さえ不可能となる恐れがある。いわゆるトッパンナー方式を含む地方歳出の効率化を議論する場合は、地方の財政力や行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところも大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。

地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。仮に臨時財政対策債を発行する場合でも、その発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。

地方財政計画の策定に当たっては、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

地方創生の基盤となる税財源の確保
平成29年4月の消費税・地方消費税
率10%への引上げを確実に行うため、

国と地方が連携・協力し、地方創生や地域活性化対策、企業の増益を賃金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに取り組み、地域の経済状況を好転させること。

なお、平成26年度においては、補正予算(4,200億円の交付金等)により地域経済の下支えを行ってきたところであるが、こうした施策の終了後の息切れも懸念されることに留意すること。

地方消費税は偏在性が比較的小さな税ではあるものの、一人当たり2倍程度の税収格差が存在しており、今後も地方税源の更なる充実を実現していくため、消費税・地方消費税の引上げと併せて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

消費税の軽減税率の導入については、対象品目の線引きや区分經理の方式など、検討を要する課題が多岐にわたるため、その導入時期については慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えないよう、代替税財源を確保する方策を同時に講ずること。また、先般財務省から示された「日本版軽減税率制度(一案)」については、環境整備などの問題も多いことから慎重に検討すること。

今後数年で法人実効税率を20%台まで引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源が確保されるようにすること。

法人税改革を継続する中で、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法

人への適用については慎重に検討すること。

消費税・地方消費税10%への引上げ時における車体課税の見直しについて、自動車取得税廃止の際は、自動車税・軽自動車税の環境性能課税など他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう安定的な代替税財源の確保を同時に図ること。

また、平成29年4月に導入予定の環境性能課税については、各地方団体における条例の制定や納税者への周知を含めた実務上の準備等に一定の時間を要することから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

自動車取得税の7割は市町村に交付されており、市町村にとって重要な財源であることから、環境性能課税の導入等によっても十分な対応が困難な場合には、さらなる措置により確実に財源確保を図ること。

自動車税は、都道府県の基幹税であり、仮に自動車税の税率を引き下げるべきとの議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うこと。

償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要

活 動

に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

○ 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分について、使途を森林吸収源対策にも拡大し、その一部を地方の役割等に応じた財源として確保する等、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

東日本大震災からの速やかな復旧・復興
○ 東日本大震災からの復旧・復興について、国は、平成28年度以降5年間で「復興・創生期間」として新たな財政支援の枠組みを決定したところであるが、復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、復旧・復興が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。

○ 骨太の方針では、「復興事業・予算の在り方については、復興のステージの進展に応じて、事業メニュー、対象地域や終期の設定など不断の見直しを行い、費用対効果や効率性を精査しつつ、被災地の復興に真に資するものとしていく必要がある」とされたが、被災自治体の声を丁寧聞き、復興に支障が生じないよう適切に対処すること。

防災・減災対策の推進
○ 先般の「平成27年9月関東・東北豪雨」など、近年、大規模な地震や津波、集中豪雨等が発生し、住民生活の安全・

安心が脅かされる事態が生じている。このことから、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。また、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を確保すること。

地域医療介護総合確保基金の確保
○ 基金は、消費税及び地方消費税の引上げ分が充てられる社会保障の充実施策の一つに位置づけられており、地域ごとの実情に応じた「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」という制度改革趣旨を踏まえ、その配分にあたっては地方団体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。

子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止
○ 現在、すべての地方自治体において子どもの医療費助成が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから直ちに廃止すること。また、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、国の責任において、子どもの医療費助成制度を創設すること。

教職員定数と財源の充実確保
○ 現在の教育現場は、特別な配慮を必要とする児童生徒が増加する等、課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、国においては、これらの課

題に対処できるよう教職員等の人材と財源の充実確保が必要であり、今後の少子化の見通しを踏まえた機械的試算により小中学校の教職員定数の合理化を図り教育費を削減することは、決して行つべきではないこと。

TPP協定への対応
○ TPP協定について、政府は、その内容と地方経済や国民生活全般に与える影響等について明確な説明をするともに、地方における重要な産業である農林水産業が、将来にわたり持続的に発展していけるよう、それぞれの地域の特性に応じ再生・強化に向けた施策を講じること。

地方創生、地方分権改革の推進に向けて

I 地方創生の更なる推進

平成27年10月14日・地方六団体
地方創生は本格的実施の段階に入っており、我々地方は、地域の実情に感じ、その個性を生かしながら新たな価値を生み出す取組を全力で進めており、地方創生を日本創成につなげていくという強い決意と覚悟をもって行動していく考えである。

地方創生、ひいては日本創成の実現には、ソフト・ハード両面にわたる基盤づくりのための国の主体的な行動が不可欠であり、国にあつては、教育、社会保障から税制まで少子化対策に係る制度を抜本的に見直すほか、多極型・多軸型国土形成のためのインフラ整備など本来の国の役割をしっかりと担っていくべきである。さらに、地方が行う多様な先行的取組や好事例の全国展開等に対して支援を行つべきである。

そのため、閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を着実に実行するとともに、特に、以下の項目について、速やかに実行することを強く求める。

1 地方への移住定住政策の加速

東京圏への一極集中を是正するためには、地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけるとともに、地方への人の流れをつくる必要がある。また今後、人口減少が加速する地方において、地域の活力を維持するためには、人を呼び込み若者から高齢者まであらゆる年代の地方回帰を促進する必要がある。

地方への人の流れを生み出すにあたり、地方は地方の特徴を生かした政策を実施するが、国においても国民的な地方回帰の意識醸成を図るほか、さらに実効性のある対策を講じるべきである。そのため国は以下の地方への移住定住政策を実行していただきたい。

地方への移住定住や二地域居住の促進

○ 国においては、「そつた、地方で暮らそう!」国民会議等による全国的なキャンペーン等を一層強化するとともに、地方での生活に価値を見出し、積極的に地方への移住定住や二地域居住を選択するような国民的意識を醸成すること。

○ 地方回帰の推進のためには、若者から高齢者の各世代にわたる移住の促進を図る必要がある。人口減少・少子高齢化が進む社会において、元氣な高齢者の移住については、地方自治体が安心して積極的に対応できるようにするため、介護費用に関し、地方の負担増とならない、はつきりと目に見える形

活 動

での制度改革が必要である。

地方大学等の運営基盤の充実

○ 地方大学や専門学校等は地方に若者を留める受け皿になっている。学生の卒業後の地方での就職・定住に繋げるため、地方の国立大学の運営費交付金等の拡充、大学や専門学校等の新設・地方移転に伴う施設整備等に対する支援制度の創設など、地方大学等の運営基盤を充実すること。

2 国家戦略としての政府関係機関の地方移転

現在、政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討しているが、「道府県等からの提案を受け、必要性・効果等について検証した上で地方への移転を進める」とするに留まっている。

企業本社機能等の地方移転の大きな流れを生み出すため、国は、自ら率先して政府関係機関の地方移転を行っていたきたい。

数値目標化と検討の継続

○ 東京圏から地方への人の流れを大きなうねりとするため、政府関係機関の地方移転を促進するための数値目標を設定するなど、確実に移転を実現すること。また、政府関係機関の地方移転は今限りの一過性のものでなく、今後も国家戦略として継続して検討を行うこと。

移転経費の負担のあり方

○ 移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体に負担を強制しないこと。

3 地域経済の再生と雇用創出の強力な推進及び人材育成と若者の就労支援の強化

地方への新しいひとの流れをつくるためには、地方における雇用の創出が不可欠である。

地方は、今後とも地域経済の活性化や雇用対策に全力で取り組むが、国は、国全体の活力が強化される大胆な産業政策を講じて、国が担うべき地域間格差の是正や多様性と活力に満ち溢れた地域の創出に取り組むべきである。また、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業へ発展させるよう、国として積極的な施策を講じるべきである。

そのため、国は以下の地方の取組を支援する施策を充実していただきたい。

地方への企業移転促進と新分野の企業支援等による地域経済の再生

○ 平成27年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」が企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めること、対象地域の指定を柔軟に行うことなど、運用や制度の拡充を図ること。

○ 地方への本社機能移転に限らず、生産・業務拠点などに係る建屋・設備の整備費や土地購入などの初期投資に対する国の助成制度の創設など、地方への企業移転促進をさらに強力に実施すること。

○ 地域経済の再生には、地域資源や強みを活かした成長産業育成のほか、新分野進出や新商品開発などに積極果敢にチャレンジする企業を国として強力に支援すること。

○ 地域の自然特性を活かした太陽光発

電や風力発電、水力発電、地熱発電、潮流発電、森林資源を活用したバイオマス発電等の拡大など、更なる再生可能エネルギーの導入拡大を進めること。

農林水産業の再生に向けた取組の強化

○ 新規就業者の確保のための担い手支援、6次産業化の推進、都市に住む若者を中心とした「田園回帰」の促進等の取組を強化し、地方における重要な産業である農林水産業の再生を図ること。

雇用環境の改善・女性の活躍推進

○ 若者や女性がより働きやすい環境を整備するため、正社員雇用の拡大、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。

○ 女性の管理職登用や職域拡大などを進めることや、女性リーダーの育成を図ること等により、女性就業率や指導的地位に占める女性の割合を着実に高める施策を講じること。

○ 仕事をしていた女性が出産・育児を理由に退職することのないよう、仕事と家庭の両立支援対策の推進、貧困等困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境整備など、女性の活躍に関する政策の強化を図ること。

4 少子化対策の抜本強化

少子化対策は、これまで地方がライフステージに応じた施策をその実情に合わせて行ってきたところであるが、さらに幼児から大学までの教育政策、年金などの社会保障制度、住宅政策から税制に至るまで、国は、国家的課題として、少子化対策の観点から、抜本的な転換を図るべきである。

特に、子育て家庭の経済的・精神的負

担を軽減するため、国は以下の大膽な人口減少対策を行っていただきたい。

子育てに係る経済的負担の大膽な軽減

○ 現在、すべての地方自治体において子どもの医療費助成が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから直ちに廃止すること。また、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、国の責任において、子どもの医療費助成制度を創設すること。

○ 第2子の壁の打破に向けての仕事と子育ての両立支援策を充実するとともに、第3子以降の保育料無償化を行うなど多子世帯に対する思い切った経済的な負担軽減を図ること。

少子化の厳しい現状を抜本的に改善するため、子どもが増えることによる経済的負担が軽減される制度の創設など、新たな支援の仕組みについて幅広く検討すること。

子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

○ 子育て世代の不安を取り除くためにも、子ども・子育て会議で議論されたサービスの質・量の改善に向けた施策の完全実施が必要となる1兆円超の財源確保のための措置を確実に講ずること。

地域少子化対策強化交付金の恒久化と弾力的な運用

○ 地域少子化対策強化交付金は、新たな少子化対策の取組を後押しする役割を果たしており、地方の取組を一過性のものに終わらせないためにも当初予算化による恒久化を行い、さらには成

活 動

果を挙げている先行事例を全国で展開できるような弾力的な運用を行うことが必要である。

不妊治療等に対する支援の充実

○ 子育て家庭等の負担軽減のため、一般不妊治療、人工授精治療及び男性不妊治療に対する国庫補助の導人などの支援等を拡充すること。

子どもの貧困対策等の抜本強化

○ ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援の強化を図ること。

○ 必要な学力を確実に身につけられる体制の整備や放課後児童クラブ等の要件緩和、スクールソーシャルワーカー等の配置のための十分な財源確保など、貧困の世代間連鎖を断ち切るための教育面における貧困家庭に対する施策を充実すること。

○ 子どもたちが将来に健全な夢を持つことができるよう、人格形成に大きな影響を与える学校教育の段階において、ライフ・デザイン教育を推進すること。

5 地域資源の国内外への発信

東京オリンピック・パラリンピックの開催が5年後に迫り、世界中から日本への注目がさらに高まる。こうしたことを背景に、近年好調に伸びている海外からの旅行者をもてなし、日本の文化で魅了することにより、更なる旅行者の増加、地域経済の好循環につながることを期待される。

日本へ注目が集まる絶好の機会に、各地方において食、伝統文化や工芸などの

貴重な資源を掘り起こし、磨きあげ、そして世界に向けて発信することが重要である。

そのため、国においては、「東京五輪を日本の五輪に」という認識の下、機運の醸成につながる全国的な取組を推進するとともに、以下の措置を実行していただきたい。

東京五輪に向けた地方の取組支援

○ 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、文化スポーツを活かしたまちづくりのために、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進を含め、地方が実施する基盤施設の整備や既存施設の更新・機能向上に対する財源措置、日本の伝統文化を発信する場の創設、地域の特徴ある産物の普及促進、地方における選手強化の取組や事前キャンプの誘致など、地方の取組を支援すること。

国による情報発信の充実

○ 各地域の地場産品や農林水産物の海外市場を開拓するため、国は積極的に情報発信を行うとともに、地方自治体が円滑に海外市場にアクセスできるよう、JETROをはじめ、ノウハウを持つた政府関係機関による一元的な相談・支援体制の強化、財政的な支援制度の充実を図ること。

訪日外国人旅行者に対する取組支援

○ 地方を周遊する訪日外国人旅行者の満足度を向上させるため、ボランティアの育成、無料公衆無線LAN、多言語表示板や観光案内所等の施設整備への支援を充実すること。また、訪日外国人旅行者の一層の増加を図るため、ビザの免除や数次ビザ適用国の拡大など、ビザ発給要件の更なる緩和を図る

こと。さらに、各地方の魅力ある資源を有効活用し、地方を訪れる訪日旅行者の拡大を図る取組を拡充すること。なお、安全・安心を確保するため、治安対策及び感染症対策についても万全を期すこと。

6 多極型・多軸型国土の形成

道路や鉄道などの社会資本は、地域に暮らす人々の生活を支え、産業振興に不可欠な資産である。こうした社会資本は、地方創生の実現にあたって重要な役割を果たすものであり、社会資本整備が進んでいない地域は、安心して暮らし、人を呼び込み、経済を活性化させて雇用を増やす、といった取組を進める上で、大変不利な状況下にある。

また、多極型・多軸型国土の形成に向けて、社会資本整備を進めることにより、結果として災害に強い地域がつけられる。そのため国は、社会資本整備に関し、以下の取組を進めていただきたい。

地方創生を支える基盤の地域間格差是正

○ 全国の高規格幹線道路網の整備状況を見ると、ミッシングリンクが未だ存在するなど、基礎的な社会資本整備に地域間格差が存在している。社会資本整備は産業や雇用を創出し、地域に活力と魅力をもたらす、地方創生を支えるまさに重要な要素である。しかしながら、地方と東京圏、あるいは太平洋側と日本海側など、地域間格差が大きい。そのため、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を行うこと。

国土軸の複線化・多軸型国土の形成

○ 国のあるべき姿として、防災・減災対策を徹底するとともに、大規模災害

時にも機能するリダンダンシー(代替機能性)を持つことが不可欠である。そのため、太平洋側に対する日本海国土軸をはじめ、北東国土軸、太平洋新国土軸及び西日本国土軸を形成するなど、多軸型国土の形成を国家的戦略として構築すること。

7 地方創生に必要な財源の確保

地方が地方創生に係る事業を円滑に実施するには、必要な財源を継続的に確保することが極めて重要であり、国においては以下の措置を実行していただきたい。

「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充

○ 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。

新型交付金の創設

○ 地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、地域間連携や民間各セクター等多様な主体との協働など、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できる、タテ割りの個別補助金ではない包括的なものとする。

○ 事業内容を公表して目標管理を適切に行つたなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除するほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう継続的なものとす

活 動

ること。

○平成26年度補正予算において、700億円の地方創生先行型の交付金が措置されたところであるが、今後、地方創生の具体の取組が本格化するにあたり、新型交付金に対する地方の期待が高まっていることから、その内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえる形で、更なる検討を進めるとともに、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

○新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」(→兆円)とは別、「地方財政措置を確実に講じること。

II 地方分権の更なる推進

分権改革の推進と地方の決意

○現在、地方創生の実現に向け、国・地方一体となった取組が進みつつあるが、地方は自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主的・主体的に取組を進めていく決意である。分権型社会の確立は、まさにその基盤となるものであり、地方分権改革をより一層進める必要がある。

提案募集方式について
政府の強いリーダーシップを

○「提案募集方式」については、二年目の募集に応じ、意欲と知恵がある地方からの具体的な提案が数多く提出された。しかしながら、各府省の第2次回答では提案内容に対応困難や今後検討とされたものが多くなっている。こ

のような各府省の対応は、地方の自立への意欲を削ぎ、地方創生の実現に大きな支障となる。

○地方からの提案を真摯に受け止め、地方分権改革推進本部長の安倍総理のもと、各大臣がリーダーシップを発揮し、地方分権改革有識者会議を有効に活用しながら、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で提案の実現に取り組むこと。

○提案の検討に当たっては、地方の意欲及び個性を尊重するために「手挙げ方式」を積極的に活用するなど地方の提案が活かされるよう柔軟な対応を行うこと。

○また、昨年度の検討の結果、「検討を行う」とされた提案については、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現を図ること。

更なる権限移譲、義務付け・枠付けの見直し

○地方創生の実現に向けては、ハローワークの地方移管など、地方からの要望の強い分野を中心に、国と地方の役割分担の観点から、地方への事務・権限の移譲や「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた義務付け・枠付けの見直しを行うことを前提とし、地方に委ねることによる特段の支障等を立証できない限り移譲・見直しを実施する取組も併せて進めること。

その他

○第5次地方分権一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を確実に進めること。

iJAMP 自治体実務セミナー

観光立国に向けて ～訪日外国人を地方に呼び込め～

観光立国推進会議で策定された「観光立国に向けたアクションプログラム2015」。2020年に向けて2000万人の訪日外国人を目指すに当たり、今後は観光による交流人口が地方の活性化など地方創生に結びつくようなアクションプランが重要。地方空港と成田を結ぶLCC路線の拡充で地方が身近になった今、訪日外国人のみならず国内客の観光需要も高まる。歴史的文化的な魅力、2020に向けたスポーツ振興などを地方は国内外に発信していくか。観光という切り口で地方創生をいかに進めるべきか模索する。

開催概要

【日時】 2015年11月27日(金)
13時～17時15分

【会場】 時事通信ホール
中央区銀座5-15-8

【主催】 時事通信社

【協賛】 成田国際空港会社(NNA)

【後援】 国土交通省、観光庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会(予定)

【定員】 200名(地方自治体首長、自治体職員、議員など)

【入場料】 無料

【講演内容】

13:00～13:30 (基調講演①)「インバウンド新時代に向けた観光政策」
観光庁長官 田村 明比古氏

13:30～14:00 (基調講演②)「海外の目線から見た日本の観光資源」

日本の観光資源」

日本政府観光局(JNTO) 理事 松山 良一氏

14:00～15:00 (事例紹介)「観光と地方創生を結びつける持続的な政策とは」
じゃらんリサーチセンター長 沢登 次彦氏

15:15～17:00

(パネルディスカッション)
「訪日外国人を地方に呼び込め! 地方の魅力をどう発信するか」
○パネラー:

(株) キヤニオンズ代表

ハリス・マイケル・ジョン氏
(株) シャーマン・インターナショナル CEO
ルース・マリー・シャーマン氏

田辺市熊野ツーリズムビューロー プロモーション事業部長
ブラッド・トゥル氏

○モデレーター:

(株) ジャパンインバウンドソリューションズ代表取締役社長
リユー ショーンズ
中村 好明氏

17:05～17:15 (挨拶)

衆議院議員自民党総務会長 一階 俊博氏
17:20～18:00 懇親会

【お問い合わせ】 時事通信社「自治体実務セミナー事務局」

TEL 03-3524-6929
FAX 03-3542-5554
e-mail: jiyokkaku@grp.jiji.co.jp
http://jamp.jiji.com/sympo/2015-13/

活 動

遠藤東京オリンピック・パラリンピック大臣と地方六団体との意見交換会に藤原会長が出席



▲挨拶する遠藤東京オリンピック・パラリンピック大臣（右）

遠藤東京オリンピック・パラリンピック大臣と地方六団体との意見交換会が、10月14日、大臣室で開催され、本会から藤原全国町村会長（長野県川上村長）が出席、オリンピック・パラリンピックの成功に向けて、国・地方が取り組むべきことなどについて意見交換を行った。

意見交換会では、はじめに遠藤東京オリンピック・パラリンピック大臣が、オリンピック・パラリンピックの成功に導くには、東京の力だけ



◀意見交換会に出席した藤原会長

では足りない。皆さんにご協力をいただき、日本全体のオリンピック・パラリンピックとして盛り上げるのがあるものにしていきただいたご意見を反映させ、

11月末までにオリパラ基本方針をまとめる予定であると挨拶。続いて地方六団体を代表して、山田全国知事会長（京都府知事）が、オリンピックに訪れる外国人の日本全体が受け皿にならなければならない、その際、地方における公共施設、文化施設の整備や全国規模で行われるであろう文化事業の円滑な事業展開に国として目を向けていただきたい。地方六団体としては、成功に向け、協力して支援していくと挨拶した。

この後、フリーディスカッションとなり、藤原会長は、単に東京のオリンピックではなく、日本のオリンピックだと堂々と言えるものにしていかなければならない。その意味で、大臣が進めているホストシティ・タウン構想には、我々も積極的に取り組むので、しっかりとした財政支援をしてほしいと要請。また、（東京オリパラは）町村の伝統文化や地域の産物を世界に発信するチャンスであるとし、あらゆる機会を通じての特産品の活用など、国における地方の情報発信への支援と協力を求めた。

地方六団体からの意見に対し、遠藤大臣は地方の取組に国としてどれだけの支援ができるのか、今後、総務省、国交省、文科省を含めて議論していく。オリンピック前後のスポーツ大会を地方でやるなど、全体として盛り上がりをつくっていきたいと回答。また、藤原会長の意見に対しては、日本の農産物はレベルが高い、日本のうまいものを世界の人に食べてもらう良い機会になるので、是非進めていきたいと述べた。

ディスカッションの終盤、藤原会長は1998年の長野オリンピックの際、県内すべての市町村が参加国のいずれかを受け入れた「市町村一國運動」を紹介し、国境を越えてのつきあいは競技以上に心に残る感動があり、東京オリンピック・パラリンピックもそういう大会にしてほしいと述べた。これに対し遠藤大臣は、すべての市町村が参加できる方法を今後、チームを作って検討していきたいと応えた。

策 政

2020年オリンピック・パラリンピック大会における「ホストシティ・タウン構想」の推進について

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（内閣官房オリパラ事務局） 内閣参事官 羽生雄一郎

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下本稿において「2020年大会」という。）は、東京を開催都市として開かれるものですが、これを日本全体の祭典とし、スポーツの振興はもとより、経済成長や地域の活性化・国際化につなげるなど、我が国が活力を取り戻す弾みとすべきとの思いは広く共有されているところでしょう。

本稿では、大会の開催効果を全国津々浦々に広げていくための取り組みの核となる「ホストシティ・タウン構想」推進のための支援の枠組み（地方財政措置を含む）について、大会推進のための政府の体制の紹介と合わせ概説させていただきます。

本稿を参考に、多くの町村の皆様がこの「ホストシティ・タウン構想」への取り組みを通じ、2020年大会という貴重な機会を地域活性化や次世代育成に大いに活用頂ければ幸いです。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

一 政府における大会の推進体制と関係機関との連携について

平成27年6月25日、いわゆるオリパラ特措法（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法）の施行を受け、2020年大会の成功に向けて、政府をあげて取り組むために、東京オリンピック・パラリンピック大臣（以下本稿において「オリパラ大臣」という。）として遠藤利明大臣が就任され、これとともに、政府に安倍内閣総理大臣を本部長とする「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」が発足しました。

同時に、平成25年9月の東京大会招致決定後の平成25年10月4日（金）に内閣官房に設置されていた「2020年オリンピック・パラリンピッ

ク東京大会推進室」は廃止され、新たに「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下本稿において「オリパラ事務局」という。）」が発足しました。



▲オリパラ事務局発足に伴う看板掛けの様子（平成27年6月26日）

2020年大会の円滑な準備と運営のため、オリパラ事務局は特措法に基づく政府の基本方針の策定をはじめとする政府内の調整を行うとともに、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（会長：森喜朗元内閣総理大臣、以下

本稿において「組織委員会」という。）及び開催都市東京都をはじめとする自治体、スポーツ関係団体等と連携し、政府をあげて大会の成功に向けて支援を行っていくこととしています（次頁の資料1参照のこと）。

二 ホストシティ・タウン構想とは

「ホストシティ・タウン構想」とは、2020年大会開催に向け、全国の自治体とオリパラ参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、共生社会の実現、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、政府が地方自治体、大会組織委員会等と連携して推進することとしているものです。

この構想は、平成25年秋の経済財政諮問会議において民間議員から提起されました。その後、平成26年6月及び今年6月の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針2014・2015）にこの構想を推進していくことが明記されました。

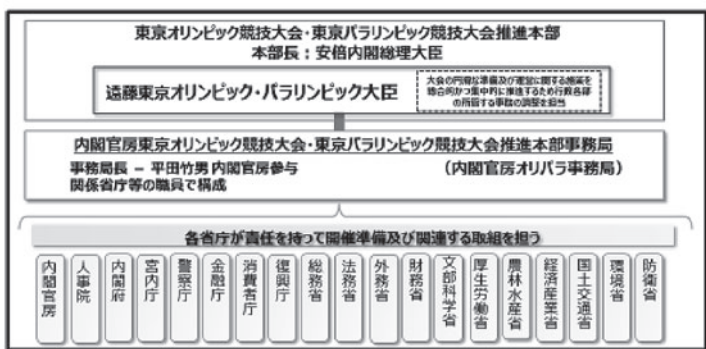
三 ホストシティ・タウン構想推進のための枠組み

骨太の方針における二度にわたる閣議決定も踏まえて、ホストシティ・

政 策

資料 1

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の体制図



支援 ↓ 連携

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会



前述(1)①の住民等とアからウに掲げる者との交流の例や支援対象となる経費について資料2に例を掲げておきます。

(3) 関係府省庁は、各種財政措置(特別交付税などの地方財政措置を含む)、人材の派遣、情報提供などを通じ、ホストシティ・タウン(仮称)の取組みを支援する。

タウン構想をより具体的に推進していくため、この7月末に地方財政措置を含む支援の枠組みを政府としてまとめました。その内容は本年7月28日に遠藤オリパラ大臣が定例記者会見において発表するとともに、翌29日には岡山市で開かれていた全国知事会議において説明を行いました。

その概要は次のとおりです。

(1) 以下の取組みを行う地方公共団体は、ホストシティ・タウン(仮

- 称)※として登録できる。
- ① 住民等と次に掲げる者との交流
 - ア 大会等に参加するために来日する選手等
 - イ 大会参加国・地域の関係者
 - ウ 日本人オリンピック・パラリンピアン
 - ② ①に伴い行われる取組みであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするもの
 - (2) 内閣官房オリパラ事務局に、団体からの相談・申請等を受け付ける窓口を設置する。

資料 2

事業イメージ イ 大会参加国の方々との交流を通じ、外国を知り日本を伝える

- ・相手国からゲストを招き、歴史や文化を知る
- ・相手国のリオでの活躍を応援する
- ・生徒から日本文化を紹介する
- ・来日した外国選手や同行スタッフに地元の魅力を体験してもらう

必要な経費を支援(例)

- ・相手国の在京大使館員、在日外国人の招へい
- ・ホストシティの魅力体験イベントを開催
- ・生徒の相互往来

事業イメージ ア オリピアンとの交流を通じ、スポーツの素晴らしさを伝える

- ・オリパラの意義を学ぶ
- ・オリピアンを経験を聞く
- ・オリピアンと競技を楽しむ(校庭、体育館、プール)
- ・2020年オリパラ終了後日本代表選手を招き、触れ合う
- ・事前合宿に来た外国人選手と競技を楽しむ

必要な経費を支援(例)

- ・日本人選手の招へい
- ・競技体験イベントや講演会の開催
- ・競技施設の改修(国際競技連盟基準への適合)
- ・事前合宿の誘致・実施
(ボランティア養成、警備、宿泊、輸送)

※ ホストシティ・タウン(仮称)の名称については、第一次登録自治体の公表(年明けを予定)に合わせて新たな名称を選定・公表する予定である。

置

ホストシティ・タウン構想の推進に当たっては、関係各府省庁による様々な支援を充実させていく予定ですが、三で既述のとおり、今般、総務省自治財政局の協力を得て、次の支援措置を講じることとしています。具体的には、今後内閣官房オリパラ事務局への申請・登録を経た自治体において平成28年度から活用頂くことを念頭に置いたものであり、いずれも平成28年度予算及び関連の省令改正等によって措置される予定のものであることにご留意下さい。

(1) 特別交付税措置による支援措

四 地方財政措置の具体的内容

資料 2

事業イメージ ウ パラリンピアンとの交流を通じ、共生を学ぶ

- ・パラリンピックの種目を知る
- ・パラリンピアンのお話を聞く、触れ合う
- ・パラリンピアンと一緒に競技を体験する
- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの大切さを学ぶ
- ・2020年パラリンピック終了後日本代表選手を招く

必要な経費を支援(例)

- ・パラリンピアンやスタッフの招へい
- ・パラリンピアン競技体験イベントの開催
- ・施設のバリアフリー化

政 策

交流事業等に要する経費に対して特別交付税措置が講じられる予定で、具体的には、資料2に例として掲げたような対象経費の一般財源合計額の2分の1が対象となります。

また、民間施設、交通施設のバリアフリー化に要する経費は、既存の特別交付税措置がありますので、平成28年度予算を待たずして対応が可能です。

(2) 地域活性化事業債による支援措置

これまで地域活性化事業債の対象外だった競技施設の改修経費を対象に含めることとしています。対象経費及び支援措置の内容は次のとおりです。

- ・ いわゆる「F基準」(国際競技連盟が定める基準)を満たすために必要な既存の競技施設等の改修経費
- ・ 起債充当率 90%
- ・ 元利償還金に対する普通交付税措置 30%

五 今後の日程、関係府省庁による各種関連施策等

7月末の全国知事会議での遠藤大臣からの説明も踏まえ、8月5日にはオリパラ事務局の主催により都道

府県及び政令指定都市を対象とした説明会を実施しました。その後、道府県主催による市町村向け説明会等にも参加させて頂いています。

また、本年9月30日には、第2回となる「ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」(議長:遠藤オリパラ大臣)を開催し、「ホストシティ・タウン構想推進要綱」を正式に決定しました。これを踏まえ要綱や申請の手引きを既に各都道府県を通じお知らせするとともに、ホストシティ・タウン(仮称)

の登録に向けた申請を11月2日から開始することとしています。その後は第一次登録のための受け付けを12月11日で一旦締切り、年明け1月頃には第一次登録を行います。さらに来年夏のリオデジャネイロ大会後、登録を本格化させていく予定としています。

ここでは紙幅の制約により紹介できませんが、要綱の詳細や、9月末の会議で関係府省庁から紹介された各種関連事業(国際交流人材を派遣するJETプログラムやMTEI環境の整備に係る支援、地域情報の海外発信支援など)についてはオリパラ事務局のホームページ

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/)

hostcity.townkousou/dai2/gisidai.html)で閲覧できますので是非活用下さい。

六 結びに代えて「2020年をどう生かすか」

前述四で説明した地方財政措置を受ける上では、2020年大会を契機に住民等との交流事業を実施していただくことが要件になります。しかし、ホストシティ・タウン構想の目標はそこにはありません。

2020年大会をきっかけとして、それぞれの地域がその魅力を世界に発信し経済活性化・国際化を進めることや、アスリート・国際人材などの次世代の人材育成、さらには共生社会の実現に繋げ、これらを将来にわたって地域に残るレガシー(遺産)としていくことこそ究極の目標とすべきではないでしょうか。

この前後には2019年のラグビー・ワールドカップ日本大会や2021年の関西ワールド・マスターズゲームスなども予定されています。日本に世界の関心が集まるまたとないチャンスなのです。

ホストシティ・タウン構想の説明会等では、相手国が見つからない場合にはどうなるのか、といった質問も寄せられます。同様の取り組みの

例として、1998年の冬季長野大会における一市町村一國運動(一校一國運動)や2002年のサッカー・ワールドカップ日韓大会におけるキャンプ誘致の取り組み、とりわけカメルーン代表と大分県中津江村(現日田市)の交流などを「記憶の方も多いことでしょう。」

長野大会や日韓ワールドカップに比べても、夏季のオリンピック・パラリンピックは、前回ロンドン大会においてオリンピックでは204、パラリンピックにおいては164の国と地域が参加している上に競技数も多く、極めて多くの交流の可能性が開かれています。オリパラ事務局としても、個別の支援は物理的にも困難ですが、都道府県を通じて相談頂ければ、可能な限り情報を提供していきます。

一方、2013年9月、ブエノスアイレスで開かれたIOC総会で2020年大会の東京開催が決定して早くも二年余りが経過しました。開催まで残された期間は五年足らずです。人材育成も含めた受け入れ態勢の整備は一朝一夕に成るものではありません。

本稿をきっかけに是非とも多くの町村において積極的な取り組みが行われることを願ってやみません。

フォーラム

▽海と山と文化のまち「大磯」

現地レポート 町村独自のまちづくり



大磯町を楽しもう！

「観光を通じた持続可能な「まちづくり」」

神奈川県

大磯町

おおそ いそ まち



保養地として栄えた大磯町

大磯町は、相模湾や高麗山、鷹取山などの豊かな自然が暮らしの場に近接しており、また、長い時間をかけて郷土が培ってきた伝統や文化が大切に受け継がれることによって、自然的、歴史的、文化的に魅力のある町として発展してきました。明治18（1885）

過去の町になってしまおう！

年には、初代・陸軍軍医総監、松本順が医学的見地から「海水浴」を推奨し、照ヶ崎海岸に海水浴場が開設されました。明治20（1887）年には、大磯駅開業によって多くの海水浴客で賑わいました。
また初代総理大臣伊藤博文など時の政財界の重鎮たちの別荘が数多く建築され、保養地としての大磯の名が全国に広まりました。

かつて保養地として栄えた大磯も今は昔。別荘は次々に売却され、海水浴客もピーク時の7分の1にまで減少しています。高齢化も確実に進んでおり、商店は減り続けています。大磯で新たにチャレンジする若者も多くありません。大磯は市場として魅力の低い地域になってしまいました。

圏央道、さがみ縦貫道が開通し、国

フォーラム

道134号線が4車線化したことで、首都圏等からのアクセスが非常に便利になりました。しかし、手をこまねいているだけでは、箱根・伊豆方面に行くのが非常に便利になるだけで、大磯町は単に通過をされるだけの町になってしまいます。このまま大磯を過去の町にしてしまつてはいけない、もう一度魅力を創造しよう！という決意のもと、県内に横浜・鎌倉・箱根に続く観光エリアを作ろう！という神奈川県「新たな観光の核づくり」事業に手上げをし、認定を受けました。そこで、大磯町・観光協会・商工会を事務局と



△箱根館 (明治中期)

して、関係19団体（現在では22団体）による「大磯町新たな観光の核づくり推進協議会」を立ち上げ、大磯町に人を呼び込む観光施策に取り組み始めました。

大磯町の観光とは？

しかし、いざ取り組みを始めると、大磯町はもともと観光地ではないので、観光客が大挙して訪れる観光スポットがある訳でもなく、そもそも自然が多い環境で「静かな暮らし」を気に入っている住民が多く、「大磯町は観光に力を入れると言っているが、京都や鎌倉のような街を本当に目指して

いくのか」といった声が多く聞かれるようになり、「大磯町が目指すべき観光とは何なのか」を大磯町新たな観光の核づくり推進協議会に関わる全団体が真剣に考え始め、大磯町が持っている地域資源を見つめ直すところから始めました。

大磯町が持っている地域素材

観光を通したまちづくりを進めるにあたって、大磯町が持っている地域素材を改めて見直すと、次の4つに集約されました。

まず1点目は、海・山、そして新鮮な食材など、地に足着いた暮らし「ローカルライフ」を得られる「豊かな自然環境」があること。2点目は、「歴史・文化の醸成」があり、特に明治以降の別荘文化が、独特の瀟洒（しょうしゃ）感を醸し出していること。3点目は、県内の近隣地域と比べ、それほど都市化されていないので、それが逆に人との繋がりを保ち、多くの「コミュニティ」を作りあげていること。そして最後に、大型資本や娯楽施設が無いので、「静かな住環境」が守られていること。

これらの地域素材を踏まえれば、大磯町は不特定多数の観光客をむやみに受け入れて、単にお金を落とすとしてもらえれば良いという従来の観光の形は、合わないことが分かってきました。

◁大磯迎賓館



大磯町が目指す観光

従来の観光は、例えば、100万人の観光客が1年に1回訪れ、大勢の通過する消費者によって、大量のお金とその地域に落とされていくようなイメージですが、大磯町が目指すような観光は、例えば1万人が年に100回訪れるような、少数でも参画する来訪者を選んでもらえるような地域を目指すことだと考えます。そのような観光とは、来訪者がただ単にその地域のモノやサービスにお金を落とすだけでなく、訪者が何度も訪れ、地域と関わって

▷旧別荘群の小路



フォーラム

▷大磯市(芝生広場)



く中で、その地域の経済・社会・文化・自然といった総合的な地域活性化に繋がっていくものだと考えます。大磯町の「日常の暮らし」に触れ、新たな出会いを生み出し、「町民のより豊かな暮らし」を実現していくような観光が大磯町が目指すものです。邸園文化や恵まれた自然等「大磯独特の地域資源」を「地域住民自ら」が見直し、ここに住む「豊かさ」を再認識しながら、大磯町を楽しむことから始め、その暮らしの「豊かさ」を町外の人々と分かち合いながら、観光・交流促進を進め、大磯町のファンを増やしていくことが、大磯の観光に携わる人々の出した結論でした。

大磯町の暮らしの豊かさは？

「暮らしの豊か」にふれる観光を目指すことに決めましたが、大磯の「暮らしの豊か」が「豊かで魅力的」でない、大磯に人を呼び込むことは出来ません。そこで、「豊かな暮らしの豊か」を示すものとして大磯の魅力を9つに絞り、暮らしの豊かに求める方向性を打ち出しました。

その9つの魅力とは、

- ① ローカルファースト(地元優先。自分やその土地の良さ、持ち物を生かすこと)
 - ② インディペンデント(個人で、でも世界に向けた発信もしていること)
 - ③ 手作り・持続可能(ずっと続く確かなこと、品質の良いものを尊重すること)
 - ④ 農・自然の共生(自然環境を守り、楽しむこと)
 - ⑤ アートの活用(都会的なスタイルとシユキとローカルの融合ということ)
 - ⑥ コミュニティ・住民参加(人とのつながりを大切にすること)
 - ⑦ ウォーカブル(車よりも歩き、自転車快適であること)
 - ⑧ 地産地消(商)(自立したローカル経済圏を構築すること)
 - ⑨ 文化の継承(衣食住文化、伝統行事を継承し、楽しみ、次世代へ繋ぐこと)
- これら9つの魅力に基づいた「大磯の豊かな暮らし」にふられる事業を

◁僕らの酒(農・自然の共生)



「ローカルファースト」、「インディペンデント」、「手作り」をコンセプトにまち全体を市(いち)に！

毎月第3日曜日に大磯港で開催している大磯市は、従前から行われている漁協主催の魚の「朝市」と合わせ、飲食や雑貨等の多様なお店が軒を並べる人気のある市です。今では170店舗ほどのお店が出店し、毎回3,000〜5,000人の来場者を集めています。神奈川県下でも最大級の朝市へと成長しました。

大磯市では3つの選考基準を設けています。1つ目は「ローカルファースト」、2つ目は「インディペンデント」、そして3つ目は「手作り」です。広く事業を行っている大手の出店はお断りし、湘南・西湘地域の個人を対象とすること、また地域の人々が地域のものを使っていることを条件にし、大量生産品ではなくて手づくりされたものに限定することになっています。

毎月行われるため趣向をこらしたオリジナル商品の開発にも結びつき、ここでも買えない商品が開発されるようになる事例が多く生まれてきました。また出店者同士の結びつきも強く、コラボ商品も多数生まれています。それにより大磯市でしか買えない数多くのものが生み出され、それが大磯市の一つの大きな特徴となりました。

大磯町の9つの魅力を体言している大磯市(おおいそいち)

創出し、その「豊かさ」にふれた暮らしを享受できることをPRしていく、大磯町のファンを増やしていくことに注力していくことが、「大磯の観光まちづくり」です。

フォーラム

地域で育つ次世代の芽

大磯市に出店することで認知度が増し、商品取り扱いショップが増えたり、予約が殺到している事例も出ています。

「今までアルバイトをしながらの生活だったけれども、大磯市に出ることによって販路が増え、お客様からの直接の注文が増えた。アルバイトをやめ、作家一本で生計を立てることが出来るようになった。お客様の9割は大磯市です！」という作家、毎回大行列を作りオープン時にはパンが売り切れている無店舗パン屋さんも出てきました

た。うれしいことに大磯市で確実に次世代の芽が育ちつつあります。

自立したローカル経済圏を

これまで大磯市はイベントとして順調な発展を続け、町の賑わいの一助になってきています。しかし、今のこの現状が完成形ではありません。

「大磯市」の目指すところは「美しい街」「住みたい街」「出掛けたい街」の創出であり、大磯町でチャレンジしたいという若い人たちを呼び込む ↓ 大磯でお店をもってもらう ↓ お店が増える事でまちに回遊性が増える ↓ 町内外からお客様が増える ↓ 歩いて暮らせる、ウォークアブルで快適なまちになる ↓ 大磯に住みたい人が増える。

大磯市がこんな好循環を作り出すためのエンジンになって欲しいと考えられています。出店者同士、出店者とお客様、お客様同士が繋がり、コミュニケーションの場にもなっている大磯市では、ものを売るだけではなく、人と人が繋がり、新商品など新たな面白いモノやコトが継続的に生まれる

土壌があり、それが次の



▷大磯市の出店

◁大勢の来場者でにぎわう大磯市



農作物や食品、そしてクラフトなどの作品を生み出すことに繋がり、ひいては人と大磯の自然や文化との繋がりを再構築することに繋がり、地域の総合的な活性化に繋がっていきます。

地域自給が成り立つように「自立したローカル経済圏を形成」しながら、若い世代が地域で活躍できる場を創造し、大磯を楽しみながら、持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えています。

大磯町産業環境部産業観光課



三井住友信託銀行 SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

http://www.smtb.jp 三井住友信託銀行 検索



何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務

[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

三菱UFJ信託銀行 MUFG

お問い合わせは ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00(祝日等を除く)(回線がつながりませんでしたら 日中 を押してください。)

町村

ご当地キャラじまん

Vol.5

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、北日本（北海道・東北・関東）エリアからピックアップ。

北日本エリア



「レブンアツモリソウ」の妖精。妖精なので、年齢、誕生日、性別は不詳。花のイメージ通り、優しく穏やかな性格で、のんびり屋さん。心に持っている幸せの種が壊れてしまうので、叩かれるのが嫌い。

あつもん

北海道礼文町

北海道礼文町マスコットキャラクター

2008年、礼文島のマスコットキャラクターを全国に公募し、「元氣な礼文づくり」を目指して、子どもから大人まで幅広く愛され、町民や来島者のみなさんに親しまれるキャラクターとして誕生しました。礼文島固有種である「レブンアツモリソウ」の妖精で、普段は森の中や草原に住んでいるとか。礼文島の澄んだ水、空気が、海、空が大好きで、自然が壊されることを嫌う優しい性格。礼文島に住む人たちと礼文島を訪れる人たちのことも大好きなので、とても人懐っこいよつです。2012年9月には、国連生物多様性の10年日本委員会から「生物多様性キャラクター応援団」に任命され、町のPRだけでなく、生物多様性に関する様々な取り組みの促進にも尽力しています。

岩手県軽米町イメージキャラクター

ヒエポン

岩手県軽米町



雑穀・ヒエの「ヒエシマ」から生まれた妖精系キャラクター。誕生した当初は、町ホームページ内の案内役でしたが、今では町内だけでなく、全国各地に出かけに行つて、町や町の特産品・観光施設などをPRしています。健康に良い、無農薬の雑穀や「かるまいブランド」商品が大好物で、そのおいしさを世界中の人に知ってもらおうと奮闘中。胸にこっさり飾っているチューリップのアップリケで、毎年、5月上旬に開催される「森と水とチューリップフェスティバル」を盛りげなくアピールしています。栄養満点の軽米町産雑穀を食べているから、いつでも元気でパワフル。東京・東銀座にある岩手県アンテナショップ「いわて銀河プラザ（通称・銀プラ）」にも、時々出没します。



年齢、誕生日、性別不詳。「ヒエシマ」(収穫した雑穀のヒエを乾燥させて人物大に積み上げた束から生まれた妖精。「ヒエ」シマから「ポン」と生まれ、それが名前の由来らしい)



年齢、誕生日ともに不詳。花火が大好きな男の子。ある日、ケガをして砂浜に打ち上げられていたところを地元の人優しい漁師さんに助けられた縁で、広報大使を志したという義理堅い性格。

大洗町広報大使

アライツペ

茨城県大洗町



ご当地キャラ界では希少な「キモかわ路線」を行くキャラクター。2013年11月17日、大洗あんこう祭りのステージでお披露目された時は、体は「シラス」、口は「ハマグリ」、しっぽは「潮干狩り」で使う熊手」といういでたちに、会場に衝撃が走ったとか。嬉しい時に小刻みに揺れるしぐさのインパクトはバツグン！たとえ「モツツみたい」と揶揄されてもへこまない、明るい性格です。全国各地のイベントに出演するかわら、語尾に「っぺ」と付ける親しみやすい語り口調で、町の観光についてtwitterでつぶやく毎日。選抜かれた町の特産品「大洗ブランド認証品アライツペのこれだっぺ」を中心に、記憶に残るPR活動を推進中。アライツペの刺しゅうを施したポロシャツやキッズTシャツなども販売し、町の活性化に貢献しています。

次回は、北信東海・近畿エリアをご紹介します

道による新たな地域の活力創出

新日本 歩く道 紀行 100選シリーズ

歩いておきたい道遺産1000

第一期493コースが選定！！



日本には、独自の文化、芸術、歴史と共に美しい自然があります。そこに人がかかわって生きております。そして人が生きる場所に道があります。道は各々の地域を結び人の往来は勿論のこと、物の交流も伴って我国の発展に関わって参りました。今回、新たな視点から道を見直し、観光資源、健康資源として歩くことで観えてくる。また、歩くことで健康になる。そして地域の活力にも役立てることを意図いたしまして、昨年10月10日より全国から募集を開始し、本年3月20日に第1期の募集を締め切りました。その結果、全国470自治体及び団体から825コースの道の応募があり、厳正なる選考を経て493の道資源が第1期の新日本歩く道紀行100選シリーズに選定されました。選定されたコースにつきましてはホームページにて全国に発信するほか、ツーリズムウォークを促進させていくための様々な取り組みが用意されております。

<選考委員会>

- 名誉顧問 石原信雄(一般財団法人地方自治研究機構会長)
- 委員長 下光輝一(公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長)
- 副委員長 谷口博昭(一般財団法人国土技術研究センター理事長)
- 選考委員 須田寛(日本商工会議所観光委員会共同委員長)
(東海旅客鉄道株式会社相談役)
- ” 石田東生(国立大学法人筑波大学大学院教授)
(特定非営利活動法人日本風景街道コミュニティ代表理事)
- ” 古賀方子(特定非営利活動法人全国街道交流会議専務理事)
- ” 小栗正光(一般社団法人日本ウォーキング協会会長)
- ” 多賀道正(リゾートソリューション株式会社代表取締役)
- ” 小谷野悦光(株式会社日本旅行常務取締役)
- ” 井上成美(株式会社ジェロントロジースポーツ研究所代表取締役)

<第一期選考結果>

分類	道のテーマ	応募総数	選定数
歴史文化	(1)歴史の道	221	100
	(2)文化の道	161	98
	(3)こころと祭りの道	53	33
自然	(4)絶景の道	70	45
	(5)森の道	76	56
	(6)水辺の道	102	74
	(7)ふるさとの道	78	49
物産	(8)食の道	20	9
	(9)港(湊)町今昔の道	24	16
	(10)温泉の道	20	14
合計		825	493

<選考アドバイザー>

- 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課
- 農林水産省農村振興局整備部
- 経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課
- 国土交通省道路局環境安全課道路環境調査室
- 環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室
- 国土地理院地理空間情報部
- 観光庁観光地域振興部
- 文化庁文化財部



※認定コースは以下のホームページで発表されています
 「新日本歩く道紀行100選」 <http://michi100sen.jp/>
 「歩きんぐらぶ」 <http://alkj.jp/>

第二期募集のお知らせ

第一期で100コースに満たなかったテーマについて第二期募集を行います！！

一 応募要項 一

1. 募集テーマ 歴史・文化、自然、産物の三分類の中から右表の道の10テーマに基づき募集します。
※()内の数字が今回選定する数です
2. 応募方法 詳細はホームページをご覧ください
<http://www.michi100sen.jp>
3. 応募期間 (第二期)
2015年11月21日～2016年3月20日

新日本歩く道紀行100選10のテーマ

歴史・文化	自然	物産
①歴史の道(0)	④絶景の道(54)	⑧食の道(91)
②文化の道(2)	⑤森の道(56)	⑨港(湊)の町 今昔の道(84)
③こころと祭りの道(68)	⑥水辺の道(27)	⑩温泉の道(86)
	⑦ふるさとの道(51)	

新日本歩く道紀行100選シリーズ運営委員会事務局

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-9-11東種類ビル6F

(株)ジェロントロジースポーツ研究所内)

TEL:03-6206-9101 FAX:03-6206-8192 (担当:井上・浅見・渡邊)

<http://www.michi100sen.jp>

随 想

随 想

住んでみたい
住んで良かった
魅力ある村を目指して

長野県松川村長 平林 明人



松川村は、長野県の北西部、北安曇郡の南端、安曇野の北寄りに位置し、東西10・8km、南北7・3km、四隣は北に大町市、南に安曇野市、東は池田町に面しています。北西部に雄大な北アルプス連峰がそびえ、このアルプスを源流とする高瀬川、乳川、芦間川、中房川といった一級河川が流れています。また、西には、安曇富士と称される有明山の麓に神戸原扇状地が広がっています。当村の面積の約56%は森林、約25%は農地が占めており、国道を境に東側は住宅地が集積し、西側は田園地域が広がり、西部山岳地帯はほぼ手つかずの森林地帯となっています。

1889年（明治22年）町村制施行により現在の松川村が誕生し、以降一度の分村・合併もなく着実な発展を続け、国勢調査では常に人口が増加してきており、2015年には村制施行125周年を迎えました。また、2010年に実施された国勢調査の結果から、松川村の男性の平均寿命が82・2歳となり、「男性長寿日本一の村」として一躍有名になりました。これは、これまで先輩たちが培ってきた松川村の素晴らしい環境はもちろん、その中で日々暮らしている村民が、それぞれ生きがいを持って生活してきた結果であり、村のかじ取りを担う一人として誇りに思うものであります。

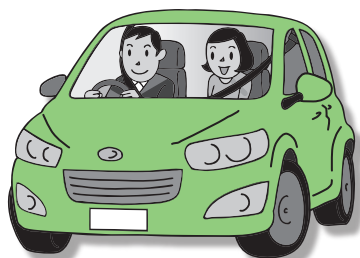
松川村では、近年多様化する観光ニーズに対応するため、村の豊かな自然、貴重な文化遺産、風光明媚な田園風景、清らかな水と空気を、豊かな土で育まれた農産物など、優れた観光資源や素材を大切にしたり、地域の個性や魅力を生かした観光地を目指しています。

安曇野ちひろ美術館やすずむし荘、道の駅「安曇野松川」などの観光施設には、年間約54万人の観光客が訪れています。その中でも安曇野ちひろ美術館は、1997年の開館以来、村の観光の核として、周囲の安曇野ちひろ公園とともに村の観光産業の発展に欠かせない存在として広く親しまれています。近年では、安曇野市と大町・松川地区に開園した国営アルプスあづみの公園の中間地点に位置していることも含め、松川村の観光産業発展の更なる可能性を持った施設であると確信しています。

松川村では、安曇野ちひろ美術館を核とした西原地区の観光エリアについて、「農業と食」「休息と創造」「自然と遊び」を3つの基本的な空間構成として位置付け、さらには、隣接する安曇野ちひろ美術館とも縁の深い黒柳徹子氏の著書である『窓ぎわのトットちゃん』の世界をイメージした「トットちゃん広場」を再現し、そこに描き出された古き良き時代の日本人の生き方や、少し不便でも上手に自然と共生していた時代のあり方をイメージとして表現することにより、食と農と命の育みを実現する循環型農業による、新しいライフスタイルの提案ができる公園整備に着手しました。この広場は、黒柳徹子氏にもご協力をいただく中で、『窓

また、センターハウスを中心とした農業体験ゾーンでは、地元の農業関係者の協力を得ながら、実際の農作物の収穫体験を含め、地場産の農作物を使った郷土料理や行事食の体験ができるほか、観光情報発信の拠点の役割を担うとともに、地元農家の皆さんのよりどころとしての機能も果たし、周辺観光施設や飲食店と共に農業と観光の両面が活性化するように機能することを期待しています。

現在、2016年夏のオープンを目指して順調に本公園の工事を進めているところでありますが、開園後には「トットちゃん広場」をシンボルとして、広く世界中の方々に親しまれる公園となることはもとより、地域住民と観光客のふれあいの空間として、松川村の各産業を活性化させる新たな観光拠点となることを確信しています。



車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「**ご自身のおクルマの補償(車両保険)**」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 無事故による割引で新規から **42%(保険料)割引**
 - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5%割引**
 - ・保険料分割払(12回)も選択可能です。
 - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

さらに 無料ロードサービスがついてきます。

ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者にお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。 ●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)



0120-731-087
FAX 03-3519-7325

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〔車両保険引受保険会社〕損害保険ジャパン日本興亜株式会社 〔損害保険ジャパン日本興亜株式会社〕は損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です。

〔SJNK14-12003(2014.11.21作成)〕